

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2026年1月30日  
【計算期間】 第24期中（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）  
【ファンド名】 日興 フィデリティ・グローバル・セレクション -  
ジャパン・アドバンテージ・ファンド  
(Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund)  
【発行者名】 F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）  
エス・エイ・アール・エル（注2）  
(FIL Investment Management (Luxembourg) S.à r.l.)  
【代表者の役職氏名】 経営者 クリストファー・ブリーリー  
(Christopher Brealey)  
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボル  
シェット通り 2 a  
(2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)  
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三宅 章仁  
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
【事務連絡者氏名】 弁護士 三宅 章仁  
【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
【電話番号】 03 (6775) 1000  
【縦覧に供する場所】 該当事項なし

（注1）この半期報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第7条第4項の規定により、  
2025年10月31日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされる。

（注2）F I L ・インベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2025年4月4日付で商号をF I L ・イ  
ンベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エルに変更した。以下同じ。

## 1 【ファンドの運用状況】

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル (FIL Investment Management (Luxembourg) S.à r.l.) (以下「管理会社」という。)により管理される日興フィデリティ・グローバル・セレクション(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである日興フィデリティ・グローバル・セレクション - ジャパン・アドバンテージ・ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

運用実績は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

### ( 1 ) 【投資状況】

#### 資産および地域別の投資状況

(2025年11月末日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	13,741,765,013	100.02
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		- 3,061,945	- 0.02
合計(純資産総額)		13,738,703,068	100.00

(注1)「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2)ファンドおよびサブ・ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、ファンド証券は円建のため、本書の金額表示は別段の記載がない限りサブ・ファンドの基準通貨である円貨をもって行う。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

#### 投資資産

#### ( ) 投資有価証券の主要銘柄

(2025年11月末日現在)

順位	銘柄	国・地域	種類	保有株数 (口)	取得原価(円)		時価(円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	フィデリティ・ファンズ・ジャパン・バリュース・ファンド	ルクセンブルグ	投資信託	1,463,052	4,786	7,001,471,623	9,393	13,741,765,013	100.02

#### ( ) 投資不動産物件

該当事項なし(2025年11月末日現在)。

#### ( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2025年11月末日現在)。

## ( 2 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2025年11月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

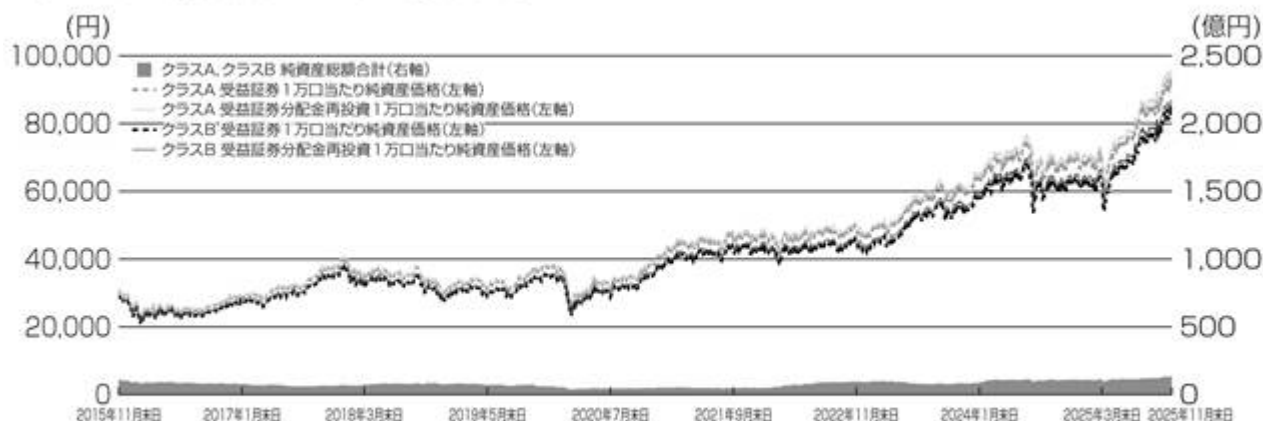
	純資産総額 ( 円 )	1 口当たり純資産価格 ( 円 )	
2024年12月末日	11,041,383,234	A .	6.9031
		B .	6.2786
2025年 1 月末日	11,100,997,138	A .	6.9642
		B .	6.3317
2 月末日	10,757,252,920	A .	6.7451
		B .	6.1303
3 月末日	10,864,035,211	A .	6.8532
		B .	6.2262
4 月末日	11,063,504,546	A .	6.9432
		B .	6.3054
5 月末日	11,422,183,479	A .	7.3648
		B .	6.6859
6 月末日	11,634,084,236	A .	7.5764
		B .	6.8754
7 月末日	11,329,076,712	A .	7.9309
		B .	7.1945
8 月末日	11,815,150,647	A .	8.1887
		B .	7.4258
9 月末日	12,075,353,682	A .	8.3900
		B .	7.6054
10月末日	13,202,345,661	A .	9.1454
		B .	8.2872
11月末日	13,738,703,068	A .	9.3617
		B .	8.4802

( 注 ) 「 1 口当たり純資産価格」中、 A . 、 B . は各々クラス A 受益証券、クラス B 受益証券を指す。以下同じ。

## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1万口当たり純資産価格の推移

(2015年11月末日から2025年11月末日まで)



(注)「分配金再投資1万口当たり純資産価格」とは、サブ・ファンドの設定時に受益証券1万口を買い付け、その後の分配金を全額再投資したと仮定した場合の受益証券1万口当たりの価格です。ただし、申込手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。

## 【分配の推移】

2025年11月末日前1年間に支払われた分配金および設定来累計の分配金は、以下のとおりである。

期間	クラス	1口当たり分配金(円) (税引き前)	分配落ち日
2024年12月1日～ 2025年11月末日	A .	0.0182	2025年8月1日
	B .	0.0165	2025年8月1日
設定来累計 ( 2003年1月30日～ 2025年11月末日 )	A .	0.0988	-
	B .	0.0914	-

(注)「設定来累計」とは、運用開始日である2003年1月30日から2025年11月末日までの期間における分配金の累計額である。

## 【収益率の推移】

2025年11月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

期間	収益率(%) (注)	
	クラスA 受益証券	クラスB 受益証券
2024年12月1日～ 2025年11月末日	38.67	38.06

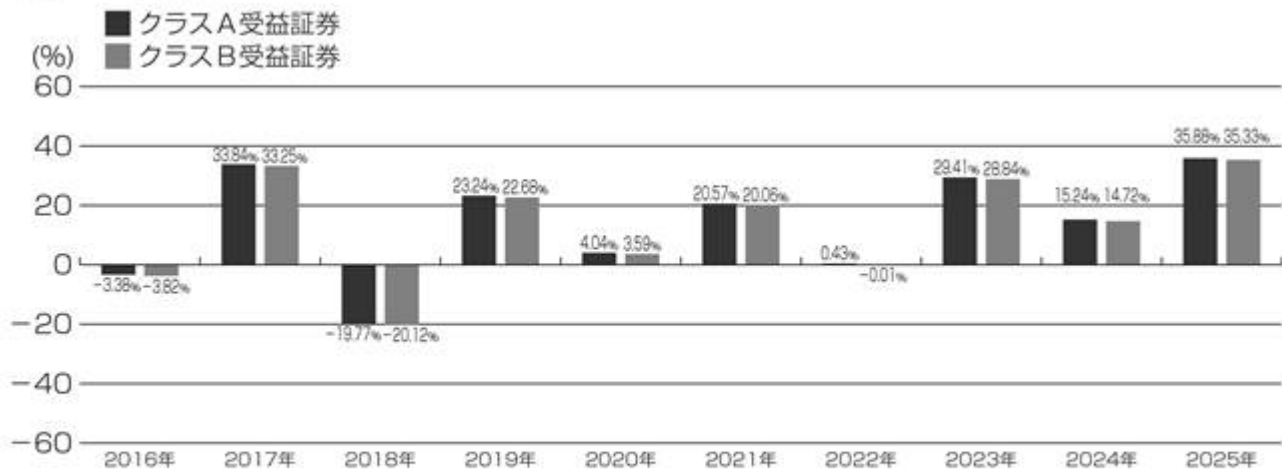
(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2025年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格 (当該期間の分配金 (税引き前) の合計額を加えた額)

b = 2024年11月末日の受益証券1口当たり純資産価格 (分配落ちの額)

## &lt; 参考情報 &gt;

## 年間収益率の推移



(注)収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)

ただし、2025年は1月1日から11月末日までの収益率です。

## (3) 【投資リスク】

## &lt; 参考情報 &gt;

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用ください。

### サブ・ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率の推移

(2020年12月～2025年11月)

## クラスA受益証券(円建)



## クラスB受益証券(円建)



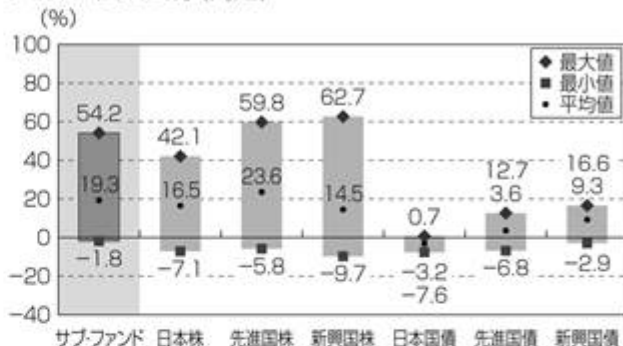
※年間騰落率は、2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格および実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

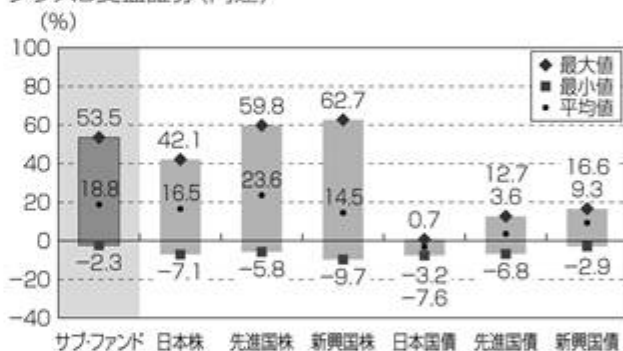
### サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

(2020年12月～2025年11月)

## クラスA受益証券(円建)



## クラスB受益証券(円建)



※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※すべての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年12月～2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値をサブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※サブ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算したものであり、実際の受益証券1万口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## &lt; 各資産クラスの指数 &gt;

日本株 … 東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
 先進国株 … MSCI-KOKUSA指数(配当込)(円ベース)  
 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)  
 日本国債 … FTSE日本国債インデックス(円ベース)  
 先進国債 … FTSE世界先進国債インデックス(円ベース)  
 新興国債 … FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

## 2【販売及び買戻しの実績】

2025年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに2025年11月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
クラスA 受益証券	12,641,924 (12,641,924)	33,475,739 (33,475,739)	468,855,883 (468,855,883)
クラスB 受益証券	178,930,000 (178,930,000)	310,930,000 (310,930,000)	1,102,493,234 (1,102,493,234)

(注) ( ) 内の数字は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

### 3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。)第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。
- d . マスター・ファンドの2025年10月31日に終了した期間の中間財務書類については、後記「6 その他」内の別紙を参照のこと。

## ( 1 ) 【 資産及び負債の状況 】

## 純資産計算書

2025年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	連結	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円	日本円
<b>資産</b>			
投資有価証券 時価評価額	71,494,403,842	58,288,853,651	13,205,550,191
銀行およびブローカー預金	130,430	127,621	2,809
投資有価証券売却未収金	569,994,886	569,994,886	-
受益証券発行未収金	109,070,540	109,070,540	-
<b>資産合計</b>	<b>72,173,599,698</b>	<b>58,968,046,698</b>	<b>13,205,553,000</b>
<b>負債</b>			
投資有価証券購入未払金	440,027,105	440,024,423	2,682
受益証券買戻未払金	236,508,187	236,508,187	-
未払費用	14,902,687	11,698,030	3,204,657
<b>負債合計</b>	<b>691,437,979</b>	<b>688,230,640</b>	<b>3,207,339</b>
純資産 2025年10月31日現在	71,482,161,719	58,279,816,058	13,202,345,661
純資産 2025年 4 月30日現在	66,551,343,797	55,487,839,251	11,063,504,546
純資産 2024年 4 月30日現在	71,998,133,019	61,029,909,863	10,968,223,156
投資有価証券取得原価	33,334,001,676	26,615,225,097	6,718,776,579

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

## 1口当たり純資産価格表

2025年10月31日現在

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション サブ ・ ファンド名	インド ・ アドバンテージ ・ ファンド	ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド
通貨	日本円	日本円
受益証券発行残高、2025年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	3,151,748,361口	465,322,791口
- クラスB 受益証券 (日本円)	3,894,759,043口	1,079,593,234口
受益証券1口当たり純資産価格、2025年10月31日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	8.7022	9.1454
- クラスB 受益証券 (日本円)	7.9216	8.2872
受益証券1口当たり純資産価格、2025年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	7.9348	6.9432
- クラスB 受益証券 (日本円)	7.2390	6.3054
受益証券1口当たり純資産価格、2024年4月30日現在		
- クラスA 受益証券 (日本円)	8.2137	6.9766
- クラスB 受益証券 (日本円)	7.5272	6.3647

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。

## 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション

## 財務書類注記

2025年10月31日

## 1 . 一般事項

ファンドは、非法人形態の証券共有持分としてルクセンブルグ大公国の法律に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド ( 「 Fonds Commun de Placement 」 ) である。ファンドは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき設立され、ルクセンブルグに登記上の事務所を有している管理会社によって、共同所有者 ( 「 受益者 」 ) のために管理運用されている。ファンドは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 ( 改正済 ) のパート に基づき登録されている。ファンドは、指令2003 / 41 / E C および指令2009 / 65 / E C ならびに規則 ( E C ) No.1060 / 2009 および規則 ( E U ) No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年 6 月 8 日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U ( 「 A I F M D 」 ) に規定するオルタナティブ投資ファンドとしての適格性を有している。

管理会社は、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法 ( 改正済 ) 第15章に服しており、また、A I F M D、( A I F M D の ) レベル 規則および2013年法ならびに A I F M D または2013年法の施行施策によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

ファンドへの言及は、文脈上適切である場合において、ファンドのために行為する管理会社を意味する。

管理会社は、フィデリティ・ファンズの対応するサブ・ファンド ( 「 マスター・ファンド 」 ) のクラスA 投資証券またはクラスA 2 投資証券を購入するため、各サブ・ファンドの受益証券の販売手取金を使用する。

2025年10月31日現在、ファンドは2つのサブ・ファンドから構成されている。

2025年10月31日に終了した期間中、ファンドに重大な変更は生じなかった。

## 2 . 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。

有価証券評価 - マスター・ファンドの投資証券への投資は、当該クラスの取引通貨建てで計算される直近の入手可能な純資産価格で評価されている。評価は独立した価格決定の内部資料に基づき行われている。

銀行預金およびブローカー預金 - すべての銀行預金、当座預金およびブローカー預金は、額面価額で計上されている。

投資有価証券取引 - マスター・ファンドにおける投資有価証券取引は、マスター・ファンドの購入日もしくは売却日に会計処理される。マスター・ファンドの売却原価の計算は、平均原価に基づいて行われる。

外国為替 - ファンドの指定通貨は日本円である。取締役会により各サブ・ファンドの指定通貨が決定されている。2025年10月31日現在の資産および負債は、当該日の実勢為替レートで換算されている。当期中の外貨建取引はすべて、取引が行われた日の実勢為替レートでサブ・ファンド指定通貨に換算される。

ファンド受益証券取引 - 各サブ・ファンドの受益証券1口当たりの発行価格および買戻価格は、取引が行われた日の受益証券1口当たり純資産価格である。

収益 - マスター・ファンドからの配当金は、投資証券 / 受益証券が配当落ちの価格になった時に認識される。利息は、発生基準で計上される。

結合勘定 - 結合財務諸表は、ファンドの指定通貨である日本円で表示され、各サブ・ファンドの総財務諸表を表示している。すべてのサブ・ファンドの表示通貨は、日本円である。

## 3 . 管理会社またはその関係会社との取引

2025年10月31日に終了した期間中、管理会社は、ファンドに対して、管理事務業務、評価、記録保持または投資運用等、一定の業務を提供している。

ファンドを通じてのマスター・ファンドへの投資は、受益者にとって一定の手数料および費用の二重払いを引き起こす可能性がある。投資運用報酬の二重払いを回避するため、フィデリティ・ファンズに投資されるファンド資産に対しては投資運用報酬が課せられていない。現在保有されるマスター・ファンドに関して、純資産価額の1.50%を上限とする投資運用報酬が適用されている。

マスター・ファンドの投資証券取得にあたり、ファンドは販売手数料を支払う義務を負わない。フィデリティ・ファンズに対して提供されるサービスに関して管理会社またはその関係会社が得る手数料合計は、請求により入手可能なフィデリティ・ファンズの年次報告書に開示されている。クラスB 受益証券は、当該クラスの純

資産価額の0.75%を上限とする年次販売報酬が課せられる。この報酬は日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。

#### 4．費用

ファンドは、銀行手数料および販売報酬を除き、いかなる手数料および/または費用も負担しない。その他の費用はすべて、管理会社によって負担される。

#### 5．ファンドの税金

ファンドは、その純資産に対して年率0.05%の年次税が課せられ、日々発生し四半期毎に支払われる。ただし、ファンドは、当期中かかる税金の課税対象であるルクセンブルグで設立されたマスター・ファンドに投資された資産部分については、この税金を課せられない。

キャピタル・ゲイン、配当金および利息に関して、それらの発生国で源泉徴収されることがあり、かかる税金はファンドや受益者によって回収不能である。

#### 6．取引手数料

取引手数料は上場投資信託を売買する際に、ブローカーに対して支払われる。取引手数料は通常、投資有価証券の費用に含まれている。2025年10月31日に終了した期間中に、取引手数料は支払われなかった。

#### 7．分配金支払

2025年10月31日に終了した期間中に、以下の分配金支払が行われた。

サブ・ファンド名	1口当たり分配金	分配落ち日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスA受益証券 (日本円)	0.0182	2025年8月1日
ジャパン・アドバンテージ・ファンド - クラスB受益証券 (日本円)	0.0165	2025年8月1日

#### 8．投資変動明細表

各サブ・ファンドの当期中に発生した各投資対象の購入合計額および売却合計額を詳述する一覧表は、管理会社の登記上の事務所または当ファンドの販売会社として登録されている会社から無料で入手可能である。これは、通常利用しているフィデリティ代理店に連絡し請求することにより入手可能である。

#### 9．証券金融取引規制

2025年10月31日現在、サブ・ファンドは、2017年1月13日に発効した証券金融取引規制指令の対象となる金融商品を保有していなかった。

#### 10．為替レート

2025年10月31日現在の対日本円の為替レートは、以下に記載されるとおりである。

通貨	為替レート
米ドル (USD)	154.125

## ( 2 ) 【投資有価証券明細表等】

## 投資一覧表

2025年10月31日現在

## インド・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	株数(口) 通貨 または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券 オープン・エンド型投資信託				
Fidelity Funds - India Focus Fund - A Shares (USD)	LU	米ドル 4,549,208	58,288,853,651	100.02
			58,288,853,651	100.02
投資有価証券合計 (取得原価 26,615,225,097円)			58,288,853,651	100.02
その他の資産および負債			(9,037,593)	(0.02)
純資産			58,279,816,058	100.00

## 地域別区分

国・地域	国・地域 コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.02
現金およびその他純負債		(0.02)

## ジャパン・アドバンテージ・ファンド

	国・地域 コード	株数(口) 通貨 または額面	時価 (日本円)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券 オープン・エンド型投資信託				
Fidelity Funds - Japan Value Fund - A2 Shares (JPY)	LU	日本円 1,439,224	13,205,550,191	100.02
			13,205,550,191	100.02
投資有価証券合計 (取得原価 6,718,776,579円)			13,205,550,191	100.02
その他の資産および負債			(3,204,530)	(0.02)
純資産			13,202,345,661	100.00

## 地域別区分

国・地域	国・地域 コード	純資産比率(%)
ルクセンブルグ	LU	100.02
現金およびその他純負債		(0.02)

添付の財務書類注記は当財務書類の一部である。投資明細表および地域別区分の表における純資産比率は四捨五入されている。

## 4 【管理会社の概況】

### ( 1 ) 【資本金の額】

2025年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ ( 約9,080万円 ) で、2025年11月末日現在全額払込済である。また、1株1,000ユーロ ( 181,600円 ) の額面で記名株式500株を発行済である。

直近5年間において資本金の額の増減はない。

( 注 ) ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1ユーロ = 181.60円 ) による。

### ( 2 ) 【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の目的は、以下のとおりである。

- ・ 指令2009 / 65 / E Cに規定する、譲渡性のある証券を投資対象とするルクセンブルグ国内外の一または複数の投資信託ならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、投資信託に関する2010年12月17日法 ( 改正済 ) ( 以下「2010年法」という。 ) 別表 に記載される管理運用業務の全部または一部 ( ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。 ) を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律 ( 改正済 ) ( 以下「2013年法」という。 ) の第5条第2項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部 ( ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。 ) を提供すること。
- ・ 2013年法第5条第4項 ( a ) および / または2010年法第101条第3項 ( a ) で企図されているとおり、投資家ごとに締結される投資一任契約に従い、かつ指令2016 / 2341 / E C第32条に従い、投資ポートフォリオ管理運用業務 ( 年金基金および退職年金給付機関が保有するポートフォリオ運用を含む。 ) を提供すること。
- ・ 2010年法第101条第3項 ( b ) で企図されているとおり、金融業セクターに関する1993年4月5日法 ( 随時改正済 ) 別紙 セクションBに掲載された一または複数の商品に関する投資助言からなる非中核的業務を提供すること。
- ・ 2013年法第5条第4項 ( b ) で企図されているとおり、 ( ) 投資助言ならびに ( ) 金融投資に関する注文の受付および伝達からなる非中核的業務を提供すること。
- ・ ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

管理会社は、A I F M規則 ( 2013年法および指令2003 / 41 / E Cおよび指令2009 / 65 / E Cならびに規則 ( E C ) No.1060 / 2009および規則 ( E U ) No.1095 / 2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011 / 61 / E U ( 以下「A I F M D」という。 ) ならびに適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関するA I F M Dを補完する2012年12月19日付委員会委任規則 ( E U ) No.231 / 2013 ( 以下「レベル 規則」という。 ) 等のA I F M Dの施行施策により構成される。以下同じ。 ) によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、かかる地位において、管理会社は、A I F M規則の要件の遵守を確保する責任を負っており、特にファンドのポートフォリオ運用およびリスク管理を委託されている。管理会社は、A I F M規則の規定に従い、かかる規定の対象として、その職務を委託することができる。加えて、管理会社は、2013年法第8条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項および第6項ならびに専門的な債務リスクの可能性に関連した ( A I F M Dの ) レベル 規則第14条の規定の遵守を免除されている。2013年法第8条第7項 a ) 号に従い、管理会社は、専門的過失に起因する潜在的な債務リスクを補填するために適切な自己資金を追加的に保有する。

管理会社は、ファンド資産の保管業務を保管受託銀行であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ) エス・シー・エイに委託している。管理会社は、ファンドの登録および名義書換事務代行会社ならびに管理事務代行会社としても行為する。

2025年11月末日現在、管理会社は、3本の契約型投資信託(2本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託および1本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型投資信託(サブ・ファンド間責任限定))および15本の会社型投資信託(4本のルクセンブルグ籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人、3本のルクセンブルグ籍プライベート・アセット・ファンド(株式有限責任会社型パートナーシップ)(うち2本はクローズド・エンド型)、2本のルクセンブルグ籍クローズド・エンド型ファンド(特別リミテッド・パートナーシップ)、5本のアイルランド籍オープン・エンド型アンブレラ型変動資本型投資法人(サブ・ファンド間責任限定)および1本のアイルランド籍アンブレラ型変動資本型投資法人(サブ・ファンド間責任限定))を管理している。

その純資産額は、224,761,265,586米ドルである。

管理会社はファンドの受益者が公平に扱われることを確保する。同一のサブ・ファンド内の同一のクラスに係る各受益証券は、同一の権利と義務を伴う。そのため、同一のサブ・ファンド内の同一のクラスの受益証券を保有する受益者は、すべて平等に扱われることが確保されている。管理会社(またはその委託先のいずれか)は、ある投資家に対して、他の投資家にとって全体として著しく不利となる結果を招くと管理会社が正当に判断する有利な待遇を付与する契約を締結することはない。

### (3) 【その他】

2026年1月30日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

## 5【管理会社の経理の概況】

- a . 管理会社の直近事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。 )に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。 )第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 )であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。 )が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 181.60円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

## ( 1 ) 【資産及び負債の状況】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル

## 貸借対照表

2024年12月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2024年		2023年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
<b>固定資産</b>					
無形資産					
有償取得のれん	3, 2.2	515,820	93,673	773,730	140,509
<b>流動資産</b>					
債権					
- 1年以内に期限の到来する 売上債権	2.3 4	13,784,421	2,503,251	13,960,241	2,535,180
- 1年以内に期限の到来する 関連会社からの未収金	2.4, 5	12,029,286	2,184,518	9,528,433	1,730,363
- 1年以内に期限の到来する その他の債権		33,023	5,997	464,490	84,351
投資証券等					
その他の投資証券等	2.5, 6	21,522,533	3,908,492	37,995,125	6,899,915
銀行預金および手許金		1,155,514	209,841	1,436,293	260,831
		<u>48,524,777</u>	<u>8,812,100</u>	<u>63,384,582</u>	<u>11,510,640</u>
前払費用	2.6	75,319	13,678	87,696	15,926
<b>資産合計</b>		<u>49,115,916</u>	<u>8,919,450</u>	<u>64,246,008</u>	<u>11,667,075</u>
<b>資本、準備金および負債</b>					
<b>資本および準備金</b>					
払込資本	7	500,000	90,800	500,000	90,800
資本剰余金勘定	8	6,000,000	1,089,600	6,000,000	1,089,600
<b>準備金</b>					
- 法定準備金	9, 10	50,000	9,080	50,000	9,080
- 公正価値準備金を含むその他の準備金	10				
- その他の配当不能準備金	11	1,072,720	194,806	1,072,720	194,806
繰越損益	10	8,067,684	1,465,091	28,251,525	5,130,477
当期損益		8,526,266	1,548,370	6,816,159	1,237,814
		<u>24,216,670</u>	<u>4,397,747</u>	<u>42,690,404</u>	<u>7,752,577</u>
引当金	2.7				
その他の引当金	12	1,128,172	204,876	1,120,205	203,429
<b>買掛金</b>					
- 1年以内に支払期限の到来する 買掛金	2.8 13	10,893,167	1,978,199	7,307,171	1,326,982
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	2.4, 5	10,920,756	1,983,209	11,773,267	2,138,025
<b>その他の買掛金</b>					
- 税務当局	14	991,475	180,052	139,121	25,264
- 社会保障当局		965,676	175,367	1,215,840	220,797
		<u>23,771,074</u>	<u>4,316,827</u>	<u>20,435,399</u>	<u>3,711,068</u>
<b>資本、準備金および負債合計</b>		<u>49,115,916</u>	<u>8,919,450</u>	<u>64,246,008</u>	<u>11,667,075</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

## ( 2 ) 【 損益の状況 】

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル

## 損益計算書

2024年12月31日に終了した事業年度

( ユーロで表示 )

	注記	2024年		2023年	
		( ユーロ )	( 千円 )	( ユーロ )	( 千円 )
純売上高	2.9,15	135,543,944	24,614,780	115,542,000	20,982,427
その他の外部費用	16	(110,329,575)	(20,035,851)	(95,858,451)	(17,407,895)
人件費	17				
- 賃金 ・ 給料		(10,420,080)	(1,892,287)	(9,860,203)	(1,790,613)
- 社会保障費					
. 年金関連		(790,843)	(143,617)	(584,255)	(106,101)
. その他の社会保障費		(1,027,467)	(186,588)	(1,161,063)	(210,849)
- その他の人件費		(152,520)	(27,698)	(154,320)	(28,025)
		(12,390,910)	(2,250,189)	(11,759,841)	(2,135,587)
評価調整					
- 創業費、有形固定資産および 無形固定資産にかかる評価調整	3	(257,910)	(46,836)	(257,910)	(46,836)
その他の受取利息および類似する収益					
- その他の利息および類似する収益		1,337,608	242,910	633,395	115,025
支払利息および類似する費用					
- その他の利息および類似する費用	18	(2,269,668)	(412,172)	(3,047)	(553)
損益に対する課税	19	(3,107,223)	(564,272)	(1,479,987)	(268,766)
税引後損益		8,526,266	1,548,370	6,816,159	1,237,814
上記項目に含まれないその他の税		-	-	-	-
当期損益		8,526,266	1,548,370	6,816,159	1,237,814

添付の注記は当財務書類の一部である。

## F I L・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エル

## 財務書類に対する注記

2024年12月31日現在

## 注1 - 一般情報

F I L・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エル(以下「当社」という。)は、存続期間を限定せずルクセンブルグの法律に従って株式会社(Société Anonyme)として2002年8月14日に設立され、その登記上の事務所はルクセンブルグ市に設置されている。2025年4月4日、当社は、法的形態をソシエテ・アノニムからソシエテ・ア・レスボンサビリテ・リミテ(エス・エイ・アール・エル)に変更した。

当社の当初の目的は、フィデリティ・ワールド・ファンズとして知られる投資信託の組成、管理事務および管理運用であり、またその分割されない共有持分を証明する証明書または確認書の発行であった。経営者会議は、その後新たなファンドの設定を承認し、当社は、日興フィデリティ・グローバル・セレクション(2002年12月13日設定)の管理運用も行っていった。

2011年6月22日、当社の臨時株主総会において、当社の定款の改訂(2011年7月1日発効)が承認された。主要な変更は、当社の目的を「投資信託に関する2010年12月17日法(2010年法)第101条第2項の意味する範囲における管理運用を行うことであり、契約型投資信託の設定、運営、管理および販売を含むがこれらに限られない。」に修正することであった。この変更により、2011年7月1日にフィデリティ・アクティブ・ストラテジーS I C A V、ならびに2012年6月1日にフィデリティ・ファンズS I C A Vに関して当社がU C I T S I Vに基づく管理会社になることが可能となった。

オルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「A I F M」という。)に関する2014年7月22日付指令に基づく当社の承認後、F I L・インベストメント・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エルは、2014年7月22日付でフィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドの管理責任を負った。2016年10月1日、フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンド - U Kリアル・エステート・ファンドは、フィデリティU Kリアル・エステート・ファンドに移管され、その時点で当該ファンドのA I F Mとしての責任は、F I Lインベストメント・サービスズ(英国)リミテッドに移った。当社は、引き続きユーロ圏リアル・エステート・ファンドの管理会社として存続している。

当社は、2022年4月13日に、当社の最終持株会社であるF I Lリミテッドから、アイルランド籍の管理会社で、フィデリティ・インターナショナルの一連のアイルランドのファンドを担当するF I Lファンド・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「F F M I L」という。)の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I Lの資産、負債および活動は、その後、当社に吸収され、被合併会社の会計上の処理を目的として、クロスボーダーの簡易合併により、2022年6月1日に、2022年1月1日を効力発生日として、新規のアイルランド支店に移管された。したがって、それ以降、当社はフィデリティ・インターナショナルの一連のアイルランドのファンドを担当している。

当事業年度中、当社は、フィデリティ・リアル・エステート・ロジスティクス・インパクト・クライメイト・ソリューションズ・ファンドS A S I C A V - S I Fおよびフィデリティ・クオリファイニング・インベスター・ファンドI C A VのフィデリティU Sプライベート・クレジット・フィーダー・ファンドを新たに設定した。

当社が管理運用するファンドの概要は、以下のとおりである。

名称	法的形態	所在地
フィデリティ・インスティテューショナル・リクイデティ・ファンド・ピーエルシー	UCITS	アイルランド
フィデリティ・インスティテューショナル・ヴァリアブル・キャピタル・カンパニー・ファンド・ピーエルシー	UCITS	アイルランド
フィデリティ・コモン・コントラクチュアル・ファンド	UCITS	アイルランド
フィデリティUCITS ICAV	UCITS	アイルランド
フィデリティUCITS ICAV	UCITS	アイルランド
フィデリティ・クオリファイイング・インベスター・ファンズ・ピーエルシー	AIF	アイルランド
フィデリティ・クオリファイイング・インベスターICAV	AIF	アイルランド
フィデリティ・インターナショナル・リアル・エステート・ファンドSICAV - SIF	UCITS	ルクセンブルグ
フィデリティ・ヨーロピアン・ダイレクト・レンディング・ファンドSCSp	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・ヨーロピアン・リアル・エステート・クライメイト・インパクト・ファンドSCA SICAV - SIF	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・リアル・エステート・ロジスティクス・インパクト・クライメイト・ソリューションズ・ファンズSCA SICAV - SIF	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・ファンズSICAV	UCITS	ルクセンブルグ
フィデリティ・ファンズ2 SICAV	UCITS	ルクセンブルグ
フィデリティ・アクティブ・ストラテジーSICAV	UCITS	ルクセンブルグ
日興 フィデリティ・グローバル・セレクションFCP	AIF	ルクセンブルグ
フィデリティ・ワールド・ファンズFCP	AIF	ルクセンブルグ

当社は、2018年10月1日以降、直接の親会社であるF I Lホールディングス(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エルおよびF I L(ルクセンブルグ)エス・エイと共に付加価値税グループの一部である。

当社は、当社が間接的の子会社としてその一部である最大の組織を形成するF I Lリミテッドの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、パミュダ、HM 19、ハミルトン、ペンブローク、クロウ・レーン42番地、ペンブローク・ホールに所在する。

更に、当社は、当社が直接的の子会社としてその一部である最小の組織を形成するF I Lホールディングス(ルクセンブルグ)エス・エイ・アール・エルの連結財務書類に含まれている。当該会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L - 1246、アルバート・ボルシェット通り 2 aに所在する。当該住所においてその連結財務書類は入手可能である。

## 注2 - 重要な会計方針の要約

財務書類は、継続会計基準により、取得原価主義に基づきルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されている。会計方針および評価は、2002年12月19日法(改正済)によって定められている以外は、経営者会議によって決定され適用される。

財務書類の作成は、一定の会計上の見積りの使用を必要とし、会計方針の適用の際に経営陣が判断を下すことを必要とする。仮定における変更は、変更が行われる期間の財務書類に重大な影響を及ぼす場合が

ある。経営陣は、仮定が適切であり、従って、財務書類が財政状態および結果を公正に提示していると判断する。

経営陣は、次期事業年度の資産および負債の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を作成する。これらの見積りおよび仮定は、継続的に評価され、過去の経験および現状合理的と考えられる将来の事象の予想を含むその他の要因に基づく。

当社の重要な会計方針は、以下のように要約される。

## 2.1 外貨換算

当社の機能通貨および報告通貨は、ユーロ（EUR）である。外貨建取引は、当初、当該取引日現在の実勢為替レートで計上される。

為替損益は、当期の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、過去の為替レートで換算された価値または貸借対照表日現在の為替レートに基づいて算定された価値のいずれか低い方または高い方で個別に換算される。未実現為替損失のみが損益計算書に計上される。為替利益は、実現時に損益計算書に計上される。

## 2.2 無形資産

無形資産は、取得費用を含む購入価格で評価される。無形資産は、見積耐用年数にわたり、定額法によって5年間で償却される。

取得時に発生するのれんは、取得した純資産の公正価値に対する取得対価の公正価値の超過金額を表している。のれんは資産計上され、便益を得ると予想される期間である5年間で償却される。経営者会議は、各事業年度ののれんの帳簿価額を評価し、減損が生じて帳簿価額を回収できないかどうかを判断する。帳簿価額が回収可能価額を超過すると判断された場合には、超過額は損益勘定に振り替えられる。

## 2.3 債権

債権は、額面価額で評価され、回収が危ぶまれる場合に評価調整を課せられる。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

## 2.4 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

貸借対照表における金額は、FILリミテッド・グループの方針に基づき純額で決済されている範囲において、取引相手方別に純額で表示されている。

## 2.5 その他の投資証券等

その他の投資証券等は、購入価格（付帯する費用を含む。）または年次財務書類が作成される通貨で表示される時価のいずれか低い価格で評価される。評価調整は、時価が購入価格より低い場合に計上される。かかる評価調整は、評価調整が行われている理由が適用されなくなった場合には、継続されない。

時価は、証券取引所に上場されているかまたはその他規制市場で取引されている譲渡性証券に関しては、評価日における入手可能な最終の取引値に相当する。

## 2.6 前払費用

当該資産項目には、当期事業年度に発生したが次期事業年度中に関連する費用が含まれている。

## 2.7 引当金

債務引当金は、明らかに定義される性質を有し、貸借対照表日現在発生することが予想されるかまたは発生することが確実であるが、その金額または発生日時が不確かな性質を有する損失または債務を補填することを意図するものである。

## 2.8 買掛金

買掛金は、その返済価額で計上される。返済金額が受領金額より大きい場合、差額は資産として表示され、線形法に基づき債務の期間にわたり償却される。

## 2.9 純売上高

純売上高は、フィデリティのルクセンブルグに所在するファンドの監督、管理運用および管理事務から得られる金額（売上高に直結する払戻し、付加価値税およびその他の税金を控除後）で構成される。

## 注3 - 無形資産

当事業年度中の変動は以下のとおりである。

## 有償取得のれん

	ユーロ
2024年1月1日現在の帳簿価額総額	1,289,550
当期追加	-
2024年12月31日現在の帳簿価額総額	1,289,550
2024年1月1日現在の累積評価調整	(515,820)
当期割当て	(257,910)
2024年12月31日現在の累積評価調整	(773,730)
2024年12月31日現在の帳簿価額純額	515,820
2023年12月31日現在の帳簿価額純額	773,730

当社は、2022年4月13日に、F I L ファンド ・ マネジメント (アイルランド) リミテッド (以下「F F M I L」という。)の株式の100%を、27.4百万ユーロで取得した。F F M I Lの純資産は、その後、クロスボーダーの簡易合併により、会計上の目的で遡及的効力発生日を2022年1月1日として2022年6月1日に当社に吸収され、のれんは1.3百万ユーロとなった。のれんは定額法によって5年間で償却される。

## 注4 - 売上債権

売上債権は、主に当社が管理運用するファンドのために支払った発生済みの管理報酬および関連する再請求可能費用に関するファンドからの未収金により構成される。

## 注5 - 関連会社からの未収金 / 関連会社に対する未払金

関連会社からの未収金は、主に投資信託の管理事務、管理運用および監督に関するF I L リミテッド、F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイおよびF I L ファンド ・ マネジメント ・ リミテッドからの未収金により構成されている。

関連会社に対する未払金は、主にグループ税控除に関連してF I L ホールディングス (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エルに対し支払うべき未払金、副投資顧問業務に関連してF I L インベストメント ・ インターナショナルに対し支払うべき未払金およびアイルランド支店に提供されるサービスについてF I L トランザクション ・ サービスズ ・ リミテッドに対し支払うべき未払金により構成されている。

## 注6 - その他の投資証券等

当社は、2024年および2023年に、現金残高の一部を、機会をとらえて一時的にモルガン ・ スタンレー ・ リクイデティ ・ ファンド ・ ピーエルシー ・ ユーロ ・ リクイデティ ・ ファンド ・ インスティテューショナル ・ アキュミュレーション ・ シェアーズ ・ ファンドおよびブラックロック ・ アイシーエス ・ ユーロ ・ リクイデティ ・ ファンドに投資した。

## 注7 - 払込資本

当社の授權かつ発行済株式資本は、1株当たり1,000ユーロの全額払込済の普通株式500株に分けられた500,000ユーロである。

	株数	ユーロ
2023年12月31日および2024年12月31日現在	500	500,000

## 注8 - 資本剰余金勘定

当社の資本剰余金勘定は、以下のとおりである。

	ユーロ
2023年12月31日および2024年12月31日現在	6,000,000

## 注9 - 法定準備金

ルクセンブルグの会社法に準拠して、当社は各事業年度の純利益の最低5%を、株主に分配することができない法定準備金に振替えることを要求されている。この義務は、法定準備金の残高が発行済株式資本の10%に達すると必要でなくなる。

## 注10 - 準備金および損益項目の期中増減

2024年12月31日に終了した事業年度の増減は、以下のとおりであった。

	法定準備金	その他の準備金	繰越利益 または 繰越損失	当期利益 または 当期損失
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年12月31日現在	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159
期中増減：				
- 前期利益の割当て	-	-	6,816,159	(6,816,159)
- その他の増減：資産税（富裕税）	-	-	-	-
- その他の増減：配当	-	-	(27,000,000)	-
- 当期利益または当期損失	-	-	-	8,526,266
2024年12月31日現在	50,000	1,072,720	8,067,684	8,526,266

純利益の割当ては、2024年6月27日開催の年次総会において承認された。

## 注11 - その他の配当不能準備金

当社は、ルクセンブルグの資産税（富裕税）法第8 a項に従い、その資産税（富裕税）債務を減少させた。当社は、資産税の減少金額の5倍に相当する金額を分配不能の準備金に割り当てた。この準備金は、割当て後5年間分配することができない。当社は2024年に追加の準備金を割り当てる資格がないため、増減は計上されていない。

## 注12 - その他の引当金

その他の引当金は、スタッフ向けの奨励制度に関連している。

## 注13 - 買掛金

買掛金は、主にファンド管理事務サービスに対する未払金および支払利息により構成される。

## 注14 - 税務当局

当社は、ルクセンブルグおよびアイルランドにおいて適用される税法に服する。ルクセンブルグの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2023年までの事業年度に関する査定を発行している。アイルランドの税務当局は、法人税および資産税（富裕税）に関する2015年までの事業年度に関する査定を発行している。

## 注15 - 純売上高

純売上高は、以下のものにより構成されている。

	2024年	2023年
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	74,901,343	62,640,729
払戻し	(6,223,058)	(4,287,051)
管理事務報酬	66,865,659	57,188,322
	<u>135,543,944</u>	<u>115,542,000</u>

すべての売上高は、ルクセンブルグおよびアイルランドで行われた活動によるものである。

## 注16 - その他の外部費用

その他の外部費用には、以下のものが含まれる。

	2024年	2023年
	ユーロ	ユーロ
副投資顧問報酬	55,635,944	42,864,910
トレーラー・フィー	2,028,500	2,416,786
販売報酬	17,736,607	16,915,052
専門家報酬	7,561,882	8,023,208
所在地事務報酬および管理事務報酬	13,069,032	13,191,660
ファンド経費	378,715	314,076
保管報酬	12,245,153	10,274,676
その他	1,673,742	1,858,083
	<u>110,329,575</u>	<u>95,858,451</u>

## 注17 - 従業員および監督部門に関する詳細

## 17.1 スタッフ

当社は、当事業年度に平均98名の正社員を雇用しており、以下のとおりカテゴリー毎に分類される。

	2024年	2023年
管理職	-	-
従業員	98	96
	98	96

当社の管理職は、F I L リミテッド・グループに属するその他の会社によって雇用されており、関連費用は当社に対して請求され、注16「その他の外部費用」中において「所在地事務報酬および管理事務報酬」として開示されている。

## 17.2 経営陣および監督部門のメンバーに付与される報酬ならびに元メンバーの退職年金に関する契約債務

当事業年度において、62,500ユーロ（2023年：77,630ユーロ）が非業務執行取締役役に支払われた。当社が直接支払を行ったか、または当社に請求書が送付されたか（その他の外部費用として開示されている。）にかかわらず、日々の運営責任に関して支払われた給料以外に、当社またはF I L リミテッド・グループのその他の会社によって雇用された経営陣または監督メンバーに付与された報酬はない。当社にはまた、2023年および2024年12月31日現在、かかる部門の元メンバーの退職年金に関する契約債務はない。

## 17.3 経営陣および監督部門のメンバーに付与される前払金およびローン

2023年12月31日および2024年12月31日に終了した事業年度中において、かかるメンバーに付与された前払金およびローンはない。

## 注18 - その他の利息および類似する費用

その他の利息には、E T F ファンドに関連するシード資金の借入に対する支払利息が含まれる。

## 注19 - 収益税

当社は、2015年7月1日より効力を発生した連結税務制度に基づき、F I L ホールディングス（ルクセンブルグ）エス・エイ・アール・エルと連結税務を形成した。これにより、各社のルクセンブルグ所得税債務は連結される予定である。その結果、2,830,812ユーロ（2023年：1,738,535ユーロ）の流動負債は、「1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金」に含まれる。

当社は、2024年12月31日に終了した年度において、経済協力開発機構（O E C D）の第2の柱モデルルールの対象範囲内にあるグループに属している。O E C D の暫定的なセーフハーバー・ルールの内部的な影響の評価後、当社はルクセンブルグにおいてトップアップ税を負担すべきではないとの結論に達した。また、当社の影響評価は、アイルランドにおいて重要ではない潜在的なトップアップ税が発生する可能性があることを示唆している。当社は、アイルランドにおけるトップアップ税の支払の指定法人として、他のアイルランドのグループ法人を任命する予定である。したがって、アイルランドにおいてトップアップ税が発生する場合、当社はトップアップ税の支払および会計処理を行う必要はない。

## 注20 - 後発事象

2025年3月4日、当社の経営者会議は、規制当局の承認およびクロージング条件を満たすことを条件として、F I L（ルクセンブルグ）エス・エイとの合併を承認した。F I L（ルクセンブルグ）エス・エイは、当社による当該株式の取得後、2026年1月1日を効力発生日として、2026事業年度に吸収合併される。

2025年4月4日、当社は、法的形態をソシエテ・アノニムからソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ ( エ ス ・ エ イ ・ ア ー ル ・ エ ル ) に変更した。

[次へ](#)

## FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l.

## Balance sheet as at 31 December 2024

	Note(s)	2024 EUR	2023 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
Intangible assets			
Goodwill, to the extent that it was acquired for valuable consideration	3, 2.2	515,820	773,730
Current assets			
Debtors			
Trade debtors	2.3		
- becoming due and payable within one year	4	13,784,421	13,960,241
Amounts owed by affiliated undertakings	2.4, 5	12,029,286	9,528,433
- becoming due and payable within one year			
Other debtors		33,023	464,490
- becoming due and payable within one year			
Investments			
Other investments	2.5, 6	21,522,533	37,995,125
Cash at bank and in hand		1,155,514	1,436,293
		<u>48,524,777</u>	<u>63,384,582</u>
Prepayments	2.6	75,319	87,696
<b>Total Assets</b>		<b>49,115,916</b>	<b>64,246,008</b>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l.

## Balance sheet as at 31 December 2024

	Note(s)	2024 EUR	2023 EUR
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
Capital and reserves			
Subscribed capital	7	500,000	500,000
Share premium account	8	6,000,000	6,000,000
Reserves			
Legal reserve	9, 10	50,000	50,000
Other reserves, including the fair value reserve	10		
- other non available reserves	11	1,072,720	1,072,720
Profit or loss brought forward	10	8,067,684	28,251,525
Profit or loss for the financial year		8,526,266	6,816,159
		<u>24,216,670</u>	<u>42,690,404</u>
Provisions			
Other provisions	2.7 12	<u>1,128,172</u>	<u>1,120,205</u>
Creditors			
Trade creditors	2.8		
- becoming due and payable within one year	13	10,893,167	7,307,171
Amounts owed to affiliated undertakings	2.4, 5	10,920,756	11,773,267
- becoming due and payable within one year			
Other creditors			
Tax authorities	14	991,475	139,121
Social security authorities		965,676	1,215,840
		<u>23,771,074</u>	<u>20,435,399</u>
<b>Total Capital, Reserves and Liabilities</b>		<u><u>49,115,916</u></u>	<u><u>64,246,008</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

## FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l.

## Profit and loss account for the year ended 31 December 2024

	Note(s)	2024 EUR	2023 EUR
Net turnover	2.9, 15	135,543,944	115,542,000
Other external expenses	16	(110,329,575)	(95,858,451)
Staff costs	17		
- Wages and salaries		(10,420,080)	(9,860,203)
- Social security costs			
i. relating to pensions		(790,843)	(584,255)
ii. other social security costs		(1,027,467)	(1,161,063)
- Other staff costs		(152,520)	(154,320)
		<u>(12,390,910)</u>	<u>(11,759,841)</u>
Value adjustments			
- In respect of formation expenses and of tangible and intangible fixed assets	3	(257,910)	(257,910)
Other interest receivable and similar income			
- Other interest and similar income		1,337,608	633,395
Interest payable and similar expenses			
- Other interest and similar expenses	18	(2,269,668)	(3,047)
Tax on profit or loss	19	(3,107,223)	(1,479,987)
Profit or loss after taxation		8,526,266	6,816,159
Other taxes not shown under previous items		-	-
<b>Profit or loss for the financial year</b>		<u><u>8,526,266</u></u>	<u><u>6,816,159</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l.

Notes to the annual accounts as at 31 December 2024

Note 1 - General information

FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l. (the “Company”) was incorporated on 14 August 2002 as a Société Anonyme under the laws of Luxembourg for an unlimited period with its registered office established in Luxembourg city. On 4 April 2025, the Company changed its legal form from Société Anonyme to Société à responsabilité limitée (S.à r.l.).

The original purpose of the Company was the creation, administration and management of a mutual investment fund known as Fidelity World Funds FCP and the issue of certificates or statements of confirmation evidencing undivided co-proprietorship interests therein. The Board of Managers has since then approved the launch of further FCPs, and consequently the Company also managed the Fidelity Nikko Global Selection FCP (launched 13 December 2002).

On 22 June 2011 an Extraordinary Meeting of the Company's shareholders approved amendments to the Company's Articles of Association with effect from 1 July 2011. The principal change was to amend the purpose of the Company to “management within the meaning of Article 101(2) of the Law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment (the “2010 Law”), including but not limited to the creation, administration, management, and marketing of undertakings for collective investment”. This change permitted the Company to become the UCITS IV management company for the Fidelity Active Strategy SICAV on 01 July 2011 and for the Fidelity Funds SICAV on 1 June 2012.

Following the Company's approval under the Alternative Investment Fund Managers (“AIFM”) Directive on 22 July 2014, FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l. took responsibility for the management of the Fidelity International Real Estate Fund with effect from 22 July 2014. On 1 October 2016 the Fidelity International Real Estate Fund - UK Real Estate Fund was contributed into the Fidelity UK Real Estate Fund, at which point responsibility as AIFM for that fund passed to FIL Investment Services (UK) Limited. The Company remains the management company for the Eurozone Real Estate Funds.

The Company acquired 100% of the share capital of FIL Funds Management (Ireland) Limited (“FFMIL”), an Irish domiciled management company responsible for Fidelity International's Irish fund range, from FIL Limited, the Company's ultimate holding company, on 13 April 2022 for € 27.4m. The assets, liabilities and activities of FFMIL were subsequently absorbed by the Company and transferred to a new Irish branch under a simplified cross border merger on 1 June 2022, with an effective date of 1 January 2022 for the purpose of accounting for the merged company. Since that date the Company has therefore been responsible for Fidelity International's Irish fund range.

During the year the Company launched the Fidelity Real Estate Logistics Impact Climate Solutions Fund SA SICAV-SIF and a new Fidelity US Private Credit Feeder Fund in the Fidelity Qualifying Investor Fund ICAV.

The funds managed by the Company are summarized below:

Name	Legal form	Domiciliation
Fidelity Institutional Liquidity Fund plc	UCITS	Ireland
Fidelity Institutional Variable Capital Company Fund plc	UCITS	Ireland
Fidelity Common Contractual Fund II	UCITS	Ireland
Fidelity UCITS ICAV	UCITS	Ireland
Fidelity UCITS II ICAV	UCITS	Ireland
Fidelity Qualifying Investor Funds plc	AIF	Ireland
Fidelity Qualifying Investor ICAV	AIF	Ireland
Fidelity International Real Estate Fund SICAV-SIF	UCITS	Luxembourg
Fidelity European Direct Lending Fund SCSp	AIF	Luxembourg
Fidelity European Real Estate Climate Impact Fund SCA SICAV-SIF	AIF	Luxembourg
Fidelity Real Estate Logistics Impact Climate Solutions Fund SCA SICAV-SIF	AIF	Luxembourg
Fidelity Funds SICAV	UCITS	Luxembourg
Fidelity Funds 2 SICAV	UCITS	Luxembourg
Fidelity Active Strategy SICAV	UCITS	Luxembourg
Fidelity Nikko Global Selection FCP	AIF	Luxembourg
Fidelity World Funds FCP	AIF	Luxembourg

The Company has since 1 October 2018 been part of a VAT group with its immediate parent, FIL Holdings (Luxembourg) S.à r.l., and FIL (Luxembourg) S.A..

The Company is included in the consolidated accounts of FIL Limited forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as an indirect subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke, Hamilton, HM 19, Bermuda.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of FIL Holdings (Luxembourg) S.à r.l. forming the smallest body of undertakings of which the Company forms part as a direct subsidiary undertaking. The registered office of that company is located at 2a, rue Albert Borschette, L-1246 Luxembourg, where its consolidated accounts are available.

#### Note 2 - Summary of significant accounting policies

The annual accounts have been prepared on a going concern basis and in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements under the historical cost convention. Accounting policies and valuation are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002 as amended, determined and applied by the Board of Managers.

The preparation of annual accounts requires the use of certain accounting estimates, and requires management to apply judgement in applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the change is made. Management believes that the assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

Management makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. These estimates and assumptions are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events which are believed to be reasonable under the circumstances.

The principal accounting policies of the Company are summarised below.

### 2.1 Foreign currency translation

The functional and reporting currency of the Company is the Euro ( " EUR " ). Transactions denominated in foreign currencies are initially recorded at the rates of exchange prevailing at the dates of the transactions.

Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date. Solely the unrealized exchange losses are recorded in the profit and loss account. The exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realization.

### 2.2 Intangible assets

Intangible assets are valued at purchase price together with any incidental expenses of acquisition. They are depreciated over their estimated useful economic lives on a straight-line basis over 5 years.

Goodwill arising on acquisitions represents the excess of the fair value of consideration given over the fair value of the net assets acquired. It is capitalised and amortised over a period of 5 years, being the period expected to benefit. The Board of Managers evaluates the carrying value of goodwill in each financial year to determine if there has been an impairment in value, which would result in the inability to recover the carrying amount. When it is determined that the carrying value exceeds the recoverable amount, the excess is written off to the profit and loss account.

### 2.3 Debtors

Debtors are valued at their nominal value, subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

### 2.4 Amounts owed by / to affiliated undertakings

The amounts on the balance sheet are shown net by counterparty to the extent that they are settled net under FIL Limited group policy.

#### 2.5 Other investments

Other investments are valued at the lower of purchase price, including expenses incidental thereto, and market value expressed in the currency in which the annual accounts are prepared. A value adjustment is recorded where the market value is lower than the purchase price. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

The market value corresponds to the latest available quote on the valuation day for transferable securities listed on a stock exchange or traded on another regulated market.

#### 2.6 Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

#### 2.7 Provisions

Provisions for liabilities and charges are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

#### 2.8 Creditors

Creditors are recorded at their reimbursement value. When the amount repayable on account is greater than the amount received, the difference is shown as an asset and is written off over the period of the debt based on a linear method.

#### 2.9 Net turnover

Net turnover consists of amounts derived from the oversight, management and administration of Fidelity's Luxembourg domiciled funds, after deductions of rebates, value added tax and other taxes directly linked to the turnover.

### Note 3 - Intangible assets

The movements during the year are as follows:

	Goodwill acquired for consideration EUR
Gross book value as at 1 January 2024	1,289,550
Additions for the year	-
<u>Gross book value as at 31 December 2024</u>	<u>1,289,550</u>
Accumulated value adjustments as at 1 January 2024	(515,820)
Allocations for the year	(257,910)
<u>Accumulated value adjustments as at 31 December 2024</u>	<u>(773,730)</u>
<u>Net book value as at 31 December 2024</u>	<u>515,820</u>
<u>Net book value as at 31 December 2023</u>	<u>773,730</u>

On 13 April 2022 the Company acquired 100% of the share capital of FIL Fund Management (Ireland) Limited ( "FFMIL" ) for €27.4m. The net assets of FFMIL were subsequently absorbed by the Company on 1 June 2022 in a simplified cross border merger, with a retrospective effective date for accounting purposes of 1 January 2022, resulting in goodwill of €1.3m. The goodwill is being amortised on a straight line basis over five years.

### Note 4 - Trade debtors

Trade debtors consist principally of amounts due from the funds managed by the Company relating to accrued management fees and relevant rechargeable expenses paid on behalf of the fund by the Company.

### Note 5 - Amounts owed by / to affiliated undertakings

Amounts owed by affiliated undertakings consists mainly of amounts due from FIL Limited, FIL (Luxembourg) S.A. and FIL Fund Management Limited relating to the administration, management and oversight of investment funds.

Amounts owed to affiliated undertakings consists mainly of amounts due to FIL Holdings (Luxembourg) S.à r.l. relating to group tax relief, FIL Investments International relating to sub-advisory services, and to FIL Transaction Services Limited for services rendered to the Irish branch.

### Note 6 - Other investments

The Company has taken the opportunity in 2024 and 2023 to invest part of its cash balances in the Morgan Stanley Liquidity Fund PLC – Euro Liquidity Fund Institutional Accumulation Shares fund on a renewable basis and in the BlackRock ICS Euro Liquidity Fund.

## Note 7 - Subscribed capital

The authorised and issued share capital of the Company amounts to €500,000 divided into 500 ordinary shares of €1,000 each, fully paid up:

	Number	EUR
As at 31 December 2023 and 31 December 2024	500	500,000

## Note 8 - Share premium account

The Company's share premium account is as follows:

	EUR
As at 31 December 2023 and 31 December 2024	6,000,000

## Note 9 - Legal reserve

In accordance with Luxembourg company law, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve which is not available for distribution to the shareholders. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital.

## Note 10 - Movements for the year on reserves and profit and loss items

The movements for the year ended 31 December 2024 were as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward	Profit or loss for the period
	EUR	EUR	EUR	EUR
As at 31 December 2023	50,000	1,072,720	28,251,525	6,816,159
Movements for the period:				
- Allocation of previous year's profit	-	-	6,816,159	(6,816,159)
- Other movements: net wealth tax	-	-	-	-
- Other movements: dividend	-	-	(27,000,000)	-
- Profit or loss for the year	-	-	-	8,526,266
As at 31 December 2024	50,000	1,072,720	8,067,684	8,526,266

The allocation of net profit was approved at the Annual General Meeting held on 27 June 2024.

## Note 11 - Other non available reserves

The Company has reduced its Net Wealth Tax liability in accordance with Paragraph 8a of the Luxembourg Net Wealth Tax law. The Company allocated under non-distributable reserves an amount corresponding to five times the amount of the reduction of Net Wealth Tax. This reserve is unavailable for distribution for five years after its allocation. As the company is not eligible to allocate additional reserves in 2024, no movement has been recorded.

## Note 12 - Other provisions

Other provisions relates principally to staff incentive schemes.

## Note 13 - Trade creditors

Trade creditors consists principally of amounts owned for fund administration services and rebates payable.

## Note 14 - Tax authorities

The Company is subject to tax law applicable in Luxembourg and in Ireland. The Luxembourg tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2023 for corporate taxes and Net Wealth Tax. The Irish tax authorities have issued assessments for the years up to and including 2015 for corporate taxes and Net Wealth Tax.

## Note 15 - Net turnover

Net turnover consists of:

	2024	2023
	EUR	EUR
Management fees	74,901,343	62,640,729
Rebates	(6,223,058)	(4,287,051)
Administration fees	66,865,659	57,188,322
	<u>135,543,944</u>	<u>115,542,000</u>

All turnover is derived from activities performed in Luxembourg and Ireland.

## Note 16 - Other external expenses

Other external expenses include:

	2024	2023
	EUR	EUR
Sub-advisory fees	55,635,944	42,864,910
Trailer fees	2,028,500	2,416,786
Distribution fees	17,736,607	16,915,052
Professional fees	7,561,882	8,023,208
Domiciliation and administration fees	13,069,032	13,191,660
Fund expenses	378,715	314,076
Custody fees	12,245,153	10,274,676
Other	1,673,742	1,858,083
	<u>110,329,575</u>	<u>95,858,451</u>

## Note 17 - Details related to employees and to supervisory bodies

## 17.1 Staff

The Company employed an average of 98 full time persons during the year broken down by category as follows:

	2024	2023
Managers	-	-
Employees	98	96
	<u>98</u>	<u>96</u>

The Company's managers are employed by other companies in the FIL Limited group and relevant costs charged to the Company and disclosed in Note 16 in Other external expenses under the heading “Domiciliation and administration fees”.

17.2 Emoluments granted to the members of the management and supervisory bodies and commitments in respect of retirement pensions for former members of those bodies

During the year €62,500 has been paid to non-executive directors (2023: €77,630). No remuneration has been granted to management or supervisory members employed by the Company or by other FIL Limited group companies other than salaries paid for their day to day operational responsibilities, whether directly by the Company or invoiced to the Company (disclosed under Other external expenses). The Company also has no commitment in respect of retirement pensions for former members of those bodies as at 31 December 2024 and 2023.

17.3 Advances and loans granted to the members of the management and supervisory bodies

During the years ended 31 December 2024 and 31 December 2023, no advances and loans have been granted to those members.

Note 18 - Other interest and similar expenses

Other interest include interest payable on seed capital borrowed relating to ETF funds.

Note 19 - Tax on profit

The Company has entered into a tax unity with FIL Holdings (Luxembourg) S.à r.l. under the tax unity regime with effect from 1 July 2015, under which both companies will consolidate their respective Luxembourg income tax liabilities. As a result, €2,830,812 of the current liability (2023: €1,738,535) is included in “Amounts owed to affiliated undertakings becoming due and payable within one year”.

The Company belongs to a group that is within the scope of the Organisation for Economic Cooperation and Development (OECD) Pillar two model rules for the year ended 31 December 2024. Following an internal impact assessment of the OECD transitional safe harbour rules, the Company concluded it should not incur top-up tax in Luxembourg. Additionally, the Company's impact assessment suggests a potential non-significant top up tax may arise in Ireland. The Company intends to appoint another Irish group entity as the designated entity for the payment of top-up taxes in Ireland. Therefore, to the extent any top-up tax is due in Ireland, the company would not be required to pay and account for top-up taxes.

Note 20 - Subsequent event

On 4 March 2025, the Board of Directors of the Company approved the merger with FIL (Luxembourg) S.A., subject to regulatory approvals and meeting the closing conditions. FIL (Luxembourg) S.A. will, subsequent to an acquisition of its shares by the Company, be absorbed in the 2026 financial year, with an effective date of 1 January 2026.

On 4 April 2025 the Company changed its legal form from Société anonyme to Société à responsabilité limitée (S.à r.l.).

[次へ](#)

## 中間財務書類

- a . 管理会社の日本語の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。 )。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。 )に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。 )第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 )の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ = 181.60円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル

## 貸借対照表

2025年6月30日現在

	2025年6月30日		2024年6月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
無形固定資産				
- のれん	386,865	70,255	644,775	117,091
流動資産				
債権				
- 1年以内に期限の到来する売上債権	15,162,548	2,753,519	14,279,134	2,593,091
- 1年以内に期限の到来する関連会社からの未収金	10,057,000	1,826,351	13,446,945	2,441,965
- 1年以内に期限の到来するその他の未収金	391,206	71,043	13,789	2,504
投資証券等				
その他の投資証券等	23,902,707	4,340,732	34,860,490	6,330,665
銀行預金および手許金	3,612,984	656,118	1,752,602	318,273
	53,126,445	9,647,762	64,352,960	11,686,498
前払費用	485,348	88,139	351,405	63,815
資産合計	53,998,658	9,806,156	65,349,140	11,867,404
資本、準備金および負債				
資本および準備金				
払込資本	500,000	90,800	500,000	90,800
資本剰余金勘定	6,000,000	1,089,600	6,000,000	1,089,600
準備金				
- 法定準備金	50,000	9,080	50,000	9,080
- その他の準備金				
- その他の配当不能準備金	1,072,720	194,806	1,072,720	194,806
繰越利益	16,593,944	3,013,460	30,067,684	5,460,291
当期利益	5,211,876	946,477	3,692,571	670,571
	29,428,540	5,344,223	41,382,975	7,515,148
引当金				
その他の引当金	1,317,696	239,294	1,419,161	257,720
買掛金				
- 1年以内に支払期限の到来する買掛金	10,992,906	1,996,312	9,674,718	1,756,929
- 1年以内に支払期限の到来する 関連会社に対する未払金	9,236,123	1,677,280	11,185,673	2,031,318
その他の買掛金				
- 税務当局	2,581,456	468,792	1,204,092	218,663
- 社会保障当局	400,162	72,669	482,521	87,626
- 1年以内に支払期限の到来するその他の買掛金	41,775	7,586	-	-
	23,252,422	4,222,640	22,547,004	4,094,536
資本、準備金および負債合計	53,998,658	9,806,156	65,349,140	11,867,404

## F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル

## 損益計算書

2025年6月30日に終了した6か月間

	2025年6月30日に終了した 6か月間		2024年6月30日に終了した 6か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
純売上高	69,055,495	12,540,478	63,823,274	11,590,307
その他の外部費用	(56,409,251)	(10,243,920)	(52,557,136)	(9,544,376)
人件費				
- 賃金・給料	(4,758,957)	(864,227)	(4,895,049)	(888,941)
- 社会保障費				
. 年金関連	(495,504)	(89,984)	(294,459)	(53,474)
. その他の社会保障費	(493,999)	(89,710)	(561,975)	(102,055)
- その他の人件費	(63,026)	(11,446)	(62,160)	(11,288)
	(5,811,486)	(1,055,366)	(5,813,643)	(1,055,758)
評価調整				
- 創業費、有形固定資産および 無形固定資産にかかる評価調整	(128,955)	(23,418)	(128,955)	(23,418)
その他の受取利息および類似する収益				
- その他の利息および類似する収益	216,994	39,406	165,365	30,030
支払利息および類似する費用				
- その他の利息および類似する費用	-	-	(229,085)	(41,602)
	-	-	(229,085)	(41,602)
収益税	(1,710,921)	(310,703)	(1,567,249)	(284,612)
税引後利益	5,211,876	946,477	3,692,571	670,571
当期利益	5,211,876	946,477	3,692,571	670,571

## 6 【その他】

2025年10月31日提出済みの有価証券報告書 ( みなし有価証券届出書 ) の記載事項の一部について、内容の更新等を行います。

( 注 ) \_\_\_\_\_ の部分は訂正部分を示します。

## 証券情報

### ( 1 ) ファンドの名称

< 訂正前 >

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド  
( Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund )

( 注 ) 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド ( 以下 「サブ ・ ファンド」 という。 ) は、アンブレラ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション ( 以下 「ファンド」 といひ、また 「 F N G S 」 ということがある。 ) のサブ ・ ファンドである。2025年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ ・ ファンドにより構成されている。サブ ・ ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ ・ ファンドに転換 ( スイッチング ) することができる。

< 訂正後 >

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド  
( Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund )

( 注 ) 日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション - ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド ( 以下 「サブ ・ ファンド」 という。 ) は、アンブレラ ・ ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション ( 以下 「ファンド」 といひ、また 「 F N G S 」 ということがある。 ) のサブ ・ ファンドである。2026年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ ・ ファンドにより構成されている。サブ ・ ファンドの受益者は、約款の定めに従い他のサブ ・ ファンドに転換 ( スイッチング ) することができる。

### ( 5 ) 申込手数料

< 訂正前 >

( 前略 )

#### クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料 ( 以下 「 C D S C 」 または 「 換金手数料 」 ということがある。 ) が課せられる ( C D S C については、後記 「 第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 ( 1 ) 申込手数料 」 を参照のこと。 ) 。ただし、総販売会社 ( 下記に定義される。 ) から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が支払われる。なお、2025年9月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

#### クラスB 受益証券

クラスB 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、日本国内における申込みについては、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料 ( 以下 「 C D S C 」 または 「 換金手数料 」 ということがある。 ) が課せられる ( C D S C については、後記 「 第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 ( 1 ) 申込手数料 」 を参照のこと。 ) 。ただし、総販売会社 ( 下記に定義される。 ) から日本における販売取扱会社に対して4.00%の手数料が

支払われる。なお、2025年12月末日現在、条件付後払申込手数料に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

(後略)

## 有価証券報告書

### 第一部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 1 ファンドの性格

###### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

<訂正前>

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション ・ ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2025年10月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

<訂正後>

日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション ・ ジャパン ・ アドバンテージ ・ ファンド (Fidelity Nikko Global Selection - Japan Advantage Fund) (以下「サブ・ファンド」という。)は、アンブレラ・ファンドである日興 フィデリティ ・ グローバル ・ セレクション (以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。2026年1月末日現在、ファンドは、2つのサブ・ファンドにより構成されている。

(後略)

###### (3) ファンドの仕組み

###### c. 管理会社の概要

###### (口) 会社の目的

<訂正前>

管理会社の目的は、以下のとおりである。

・ 指令2009/65/ECに規定する、ルクセンブルグ国内外の一または複数のUCITSならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、2010年法別表 に記載される管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。)を提供すること。

・ ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、2013年法第5条第2項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。)を提供すること。

・ ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

<訂正後>

管理会社の目的は、以下のとおりである。

・ 指令2009/65/ECに規定する、ルクセンブルグ国内外の一または複数のUCITSならびにその他のルクセンブルグ国内外の投資信託に関して、2010年法別表 に記載される管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ運用、管理および販売を含む。)を提供すること。

・ルクセンブルグ国内外の投資信託に対し、2013年法第5条第2項および別紙 に基づく管理運用業務の全部または一部 (ポートフォリオ運用、リスク管理、管理、販売および投資信託の資産に関する活動を含む。) を提供すること。

・2013年法第5条第4項 ( a ) および / または2010年法第101条第3項 ( a ) で企図されているとおり、投資家ごとに締結される投資一任契約に従い、かつ指令2016 / 2341 / E C 第32条に従い、投資ポートフォリオ管理運用業務 (年金基金および退職年金給付機関が保有するポートフォリオ運用を含む。) を提供すること。

・2010年法第101条第3項 ( b ) で企図されているとおり、金融業セクターに関する1993年4月5日法 ( 随時改正済 ) 別紙 セクションBに掲載された一または複数の商品に関する投資助言からなる非中核的業務を提供すること。

・2013年法第5条第4項 ( b ) で企図されているとおり、 ( ) 投資助言ならびに ( ) 金融投資に関する注文の受付および伝達からなる非中核的業務を提供すること。

・ルクセンブルグ法に基づき設定された契約型投資信託および投資法人に関して管理会社として行為すること。

## (八) 会社の沿革

### < 訂正前 >

管理会社は、2002年8月14日に設立された。

管理会社の定款 (以下「定款」という。) は、2025年4月4日付で最終改訂されている。

### < 訂正後 >

管理会社は、2002年8月14日に設立された。

管理会社の定款 (以下「定款」という。) は、2025年11月7日付で最終改訂されている。

## (二) 資本金の額

### < 訂正前 >

2025年8月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ (約8,574万円) で、2025年8月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ (171,470円) の額面で記名株式500株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年8月29日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 171.47円) による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

### < 訂正後 >

2025年11月末日現在の発行済株式資本金は、50万ユーロ (約9,080万円) で、2025年11月末日現在全額払込済である。なお、1株1,000ユーロ (181,600円) の額面で記名株式500株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1ユーロ = 181.60円) による。以下、別段の表示がない限り、ユーロの円貨表示はすべてこれによる。

## 3 投資リスク

### a . リスク要因

#### < 訂正前 >

(前略)

投資ファンドリスク

(中略)

- ・ フィデリティ ・ ファンズが F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (2026年1月1日付で F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エルに吸収合併予定) の関連会社とビジネスを行い、これらの関連会社 (および他のサービスプロバイダーの関連会社) がフィデリティ ・ ファンズに代わって相互的にビジネスを行う場合、利益相反が発生することがあり、これらを低減するためには、これらすべての取引を独立当事者間取引として行うとともに、すべての事業体および事業体に関連する個人について、内部情報から利益を得ることまたは特惠を示すことを禁止する厳格な公正取引政策の対象としなければならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資ファンドリスク

(中略)

- ・ フィデリティ ・ ファンズが F I L (ルクセンブルグ) エス ・ エイ (2026年3月2日付で F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エルに吸収合併予定) の関連会社とビジネスを行い、これらの関連会社 (および他のサービスプロバイダーの関連会社) がフィデリティ ・ ファンズに代わって相互的にビジネスを行う場合、利益相反が発生することがあり、これらを低減するためには、これらすべての取引を独立当事者間取引として行うとともに、すべての事業体および事業体に関連する個人について、内部情報から利益を得ることまたは特惠を示すことを禁止する厳格な公正取引政策の対象としなければならない。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (1) 申込手数料

##### (イ) 海外における申込手数料

<訂正前>

(前略)

クラスB受益証券

(中略)

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2025年10月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

<訂正後>

(前略)

クラスB受益証券

(中略)

クラスB受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする(2026年1月末日現在0.45%)年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S Cは、クラスB受益証券の当初販売から7年未満の期間に投資者により売却された場合に購入後経過年数に応じた一定の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

(後略)

##### (ロ) 日本国内における申込手数料

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2025年 9 月末日現在、C D S C に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.45%の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により買戻請求された場合に下記の料率により計算され、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2025年 12 月末日現在、C D S C に対して日本の消費税および地方消費税は課せられない。

( 後略 )

## ( 5 ) 課税上の取扱い

&lt; 訂正前 &gt;

## ( A ) 日本

2025年 9 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

## ( A ) 日本

2025年 12 月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

( 後略 )

## 第 2 管理及び運営

### 1 申込 ( 販売 ) 手続等

#### ( 1 ) 海外における申込手続等

&lt; 訂正前 &gt;

( 前略 )

クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする ( 2025年 10 月末日現在 0.45% ) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

#### クラス B 受益証券

( 中略 )

クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率0.75%を上限とする ( 2026年 1 月末日現在 0.45% ) 年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。C D S C は、クラス B 受益証券の最初の購入から 7 年未満の期間に投資者により売却された場合に下記の料率により計算され、売却された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。

( 後略 )

(2) 日本における申込手続等

< 訂正前 >

( 前略 )

#### クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率 0.45% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2025年 9 月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S C に対して課せられない。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

#### クラス B 受益証券

クラス B 受益証券について、申込時に手数料は課せられないが、購入後の経過年数により買戻時に以下の条件付後払申込手数料が課せられる。クラス B 受益証券には、当該クラスの純資産総額の年率 0.45% の年間販売報酬が課せられる。かかる報酬は、日々発生し、毎月総販売会社に支払われる。条件付後払申込手数料は、買戻された受益証券の当初購入価格と買戻時の市場価格のいずれか低い金額に料率を適用して決定される。なお、2025年 12 月末日現在、日本の消費税および地方消費税は、C D S C に対して課せられない。

( 後略 )

## 第二部 特別情報

### 第 1 管理会社の概況

#### 5 その他

(1) 定款の変更

< 訂正前 >

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。なお、管理会社の定款は、2025年 4 月 4 日付で最終改訂されている。

< 訂正後 >

管理会社の定款の変更または解散に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。なお、管理会社の定款は、2025年11月7日付で最終改訂されている。

[次へ](#)

## 別紙

## フィデリティ・ファンズ - ジャパン・バリュー・ファンド

## 3. マスター・ファンドの運用状況等

「マスター・ファンドの運用状況等」は、以下の内容に更新されます。

マスター・ファンドの運用状況は、以下のとおりである。

## (1) 基本情報

通貨建	日本円
マスター・ファンド設立日	2003年1月30日
純資産価額	約370,057百万円

(2025年11月30日現在)

## (2) ポートフォリオの内容

組入れ上位10銘柄

銘柄	対純資産総額比率 (%)
日立製作所	5.7
日本電気	5.1
トヨタ自動車	5.0
三井住友フィナンシャルグループ	5.0
きんでん	4.3
伊藤忠商事	3.9
三菱UFJフィナンシャル・グループ	3.8
横浜フィナンシャルグループ	3.5
ソニーグループ	3.4
エクシオグループ	2.7

上位10銘柄合計42.6%

(2025年11月30日現在)

## 資産別配分

資産	対純資産総額比率 (%)
株式	99.2
現金・その他	0.8

(2025年11月30日現在)

## 業種別資産配分

業種	対純資産総額比率 (%)
電気機器	21.9
銀行業	16.8
建設業	14.3
輸送用機器	9.6
保険業	6.0
卸売業	5.5
情報・通信業	3.8
小売業	3.6
非鉄金属	2.6
電気・ガス業	2.5
その他の業種	12.7
現金・その他	0.8

( 2025年11月30日現在 )

## (3) 運用実績

## パフォーマンス ( マスター ・ ファンドの通貨ベース、% )

	年初来	1年	3年	5年	設定来
累積リターン	35.9	38.7	91.1	159.6	865.0
マスター・ファンドの 参考指標 (注)	24.2	29.2	83.1	117.2	635.5
年率リターン		38.7	24.1	21.0	10.4
マスター・ファンドの 参考指標 (注)		29.2	22.3	16.8	9.1

( 2025年11月30日現在 )

(注) TOPIX Total Return Index

[次へ](#)

#### 4 . マスター ・ ファンドの経理状況

以下のマスター ・ ファンドの中間財務書類が追加されます。

##### 中間財務書類

以下のマスター ・ ファンドの中間財務書類においては、米ドル、ユーロ、英ポンドおよびシンガポール ・ ドルの日本円への換算には、2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1 米ドル = 156.63円、 1 ユーロ = 181.60円、 1 英ポンド = 207.33円および 1 シンガポール ・ ドル = 120.77円 ) が使用されている。

[次へ](#)

## フィデリティ ・ ファンズ

## 純資産計算書

2025年10月31日現在

ファンド名	ジャパン ・ バリュウ ・ ファンド <sup>8</sup>
通貨	日本円
資産	
投資有価証券時価評価額	342,792,633,730
銀行預金	-
銀行およびブローカー預金	8,667,839,938
投資有価証券売却未収金	1,548,230,460
投資証券発行未収金	674,935,832
未収配当金および未収利息	2,546,302,074
差金決済契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	1,356,361,907
先物契約に係る未実現利益	537,041,820
スワップに係る未実現利益	-
購入オプション時価	-
資産合計	358,123,345,761
負債	
投資有価証券購入未払金	2,478,358,798
投資証券買戻未払金	709,624,990
未払費用	365,790,461
差金決済契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	47,845,542
先物契約に係る未実現損失	-
スワップに係る未実現損失	-
引受オプション時価	-
キャピタル ・ ゲイン税未払金	-
その他の未払金	65,644
当座借越	8
負債合計	3,601,685,443
純資産額 : 2025年10月31日現在	354,521,660,318
純資産額 : 2025年 4 月30日現在	191,030,721,771
純資産額 : 2024年 4 月30日現在	224,721,524,528
純資産額 : 2023年 4 月30日現在	98,161,875,090
投資有価証券取得原価	252,176,053,079

## 脚注

8 - 当サブ ・ ファンドは、サステナブルファイナンス開示規則 (以下「S F D R」という。 ) に準拠している第 8 条サブ ・ ファンドと定義される。 S F D R とは、金融業セクターのサステナビリティ 関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則 ( E U ) No.2019 / 2088をいう。第 8 条サブ ・ ファンドは、特に環境的もしくは社会的特色またはこれらの組合せを促進しつつ、投資目的の達成を追求する。以下同じ。

## フィデリティ ・ ファンズ

## 1 口当たり純資産価格表

2025年10月31日現在

ファンド名 通貨	ジャパン ・ バリュール ・ ファンド 日本円	
2025年10月31日現在発行済口数		
- A 2 投資証券 ( 日本円 ) *	4,531,827口	
- A 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	1,435,466口	
- A - A C C 投資証券 ( 日本円 )	4,842,069口	
- A - A C C 投資証券 ( ユーロ )	4,719,953口	
- A - A C C 投資証券 ( シンガポール ・ ドル ) ( ヘッジ )	66,135口	
- A - A C C 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	3,240,183口	
- A - M C D I S T ( G ) 投資証券 ( 日本円 )	1,914,504口	
- A - M C D I S T ( G ) 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	117,403口	
- B 投資証券 ( 日本円 )	850,809口	
- B - A C C 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	158,905口	
- I - A C C 投資証券 ( 日本円 )	15,102,526口	
- I - A C C 投資証券 ( ユーロ )	8,195,199口	
- I - A C C 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	946,768口	
- I - Q I N C O M E ( G ) 投資証券 ( 英ポンド )	33,666,760口	
- W - A C C 投資証券 ( 英ポンド )	13,487,632口	
- Y - A C C 投資証券 ( 日本円 )	5,824,801口	
- Y - A C C 投資証券 ( ユーロ )	4,030,546口	
- Y 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	1,135,147口	
- Y 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	16,324,038口	
2025年10月31日現在 1 口当たり純資産価格		
- A 2 投資証券 ( 日本円 ) *	9,175円	
- A 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	49.27ユーロ	8,947円
- A - A C C 投資証券 ( 日本円 )	5,414円	
- A - A C C 投資証券 ( ユーロ )	50.98ユーロ	9,258円
- A - A C C 投資証券 ( シンガポール ・ ドル ) ( ヘッジ )	1.450シンガポール ・ ドル	175円
- A - A C C 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	42.25米ドル	6,618円
- A - M C D I S T ( G ) 投資証券 ( 日本円 )	1,224円	
- A - M C D I S T ( G ) 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	12.92米ドル	2,024円
- B 投資証券 ( 日本円 )	1,416円	
- B - A C C 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	15.86米ドル	2,484円
- I - A C C 投資証券 ( 日本円 )	2,751円	
- I - A C C 投資証券 ( ユーロ )	12.63ユーロ	2,294円
- I - A C C 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	22.40ユーロ	4,068円
- I - Q I N C O M E ( G ) 投資証券 ( 英ポンド )	1.462英ポンド	303円
- W - A C C 投資証券 ( 英ポンド )	1.942英ポンド	403円
- Y - A C C 投資証券 ( 日本円 )	6,025円	
- Y - A C C 投資証券 ( ユーロ )	34.21ユーロ	6,213円
- Y 投資証券 ( ユーロ ) ( ヘッジ )	25.77ユーロ	4,680円
- Y 投資証券 ( 米ドル ) ( ヘッジ )	24.79米ドル	3,883円

\* 2025年5月19日付で、当サブ・ファンドのクラスA投資証券(日本円)は、当サブ・ファンドの新たなクラスA2投資証券(日本円)に併合された。投資主が保有する投資証券の価値について、併合による影響はない。

[次へ](#)

## フィデリティ・ファンズ - ジャパン・バリュー・ファンド

## 投資有価証券明細表

2025年10月31日現在

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (日本円)	純資産比率 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された、または取引される証券					
エネルギー					
コスモエネルギーホールディングス	JP	JPY	432,919	1,521,156,328	0.43
				1,521,156,328	0.43
公益事業					
大阪瓦斯	JP	JPY	1,135,165	5,505,505,153	1.55
九州電力	JP	JPY	1,536,363	2,324,029,592	0.66
東京瓦斯	JP	JPY	354,116	1,915,303,554	0.54
				9,744,838,299	2.75
素材					
太平洋セメント	JP	JPY	460,450	1,925,933,677	0.54
日油	JP	JPY	666,336	1,828,750,980	0.52
大阪ソーダ	JP	JPY	1,023,444	1,683,771,404	0.47
住友ベークライト	JP	JPY	257,058	1,318,573,280	0.37
信越化学工業	JP	JPY	211,073	982,986,253	0.28
				7,740,015,594	2.18
資本財・サービス					
日立製作所	JP	JPY	4,247,491	22,387,436,999	6.31
きんでん	JP	JPY	2,352,923	14,526,295,587	4.10
伊藤忠商事	JP	JPY	1,498,557	13,380,458,690	3.77
三菱電機	JP	JPY	2,156,214	9,326,045,076	2.63
クラフティア	JP	JPY	978,057	7,973,305,739	2.25
川崎重工業	JP	JPY	642,296	7,930,205,699	2.24
エクシオグループ	JP	JPY	3,068,735	6,821,384,392	1.92
鹿島建設	JP	JPY	1,234,616	6,135,359,851	1.73
豊田自動織機	JP	JPY	278,405	4,665,464,397	1.32
大林組	JP	JPY	1,693,670	4,417,092,426	1.25
大成建設	JP	JPY	337,956	3,790,474,717	1.07
住友電設	JP	JPY	328,480	3,186,117,987	0.90
三井物産	JP	JPY	821,448	3,114,847,842	0.88
リクルートホールディングス	JP	JPY	369,876	2,828,189,451	0.80
日本製鋼所	JP	JPY	259,452	2,621,024,932	0.74
ニチアス	JP	JPY	364,589	2,096,901,363	0.59
三菱商事	JP	JPY	553,218	2,048,957,433	0.58
九州旅客鉄道	JP	JPY	476,410	1,862,621,280	0.53
マキタ	JP	JPY	348,629	1,625,030,415	0.46
DMG森精機	JP	JPY	323,093	772,643,342	0.22
三和ホールディングス	JP	JPY	177,158	744,721,775	0.21
				122,254,579,393	34.48

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 ( 日本円 )	純資産比率 ( % )
情報技術					
日本電気	JP	JPY	3,191,030	17,864,252,257	5.04
太陽誘電	JP	JPY	1,956,314	8,568,472,877	2.42
アドバンテスト	JP	JPY	324,988	7,481,419,113	2.11
ローム	JP	JPY	1,855,466	4,582,922,419	1.29
シチズン時計	JP	JPY	2,659,956	2,845,033,912	0.80
アマノ	JP	JPY	273,417	1,118,602,012	0.32
				42,460,702,590	11.98
一般消費財・サービス					
トヨタ自動車	JP	JPY	5,885,799	18,515,953,915	5.22
ソニーグループ	JP	JPY	2,694,370	11,568,619,135	3.26
しまむら	JP	JPY	720,999	7,164,408,300	2.02
住友電気工業	JP	JPY	979,154	5,503,975,260	1.55
マツダ	JP	JPY	4,451,382	4,730,265,274	1.33
良品計画	JP	JPY	1,166,087	3,691,210,551	1.04
住友林業	JP	JPY	1,716,513	2,751,146,500	0.78
美津濃	JP	JPY	898,256	2,497,575,634	0.70
T B S ホールディングス	JP	JPY	399,303	2,124,402,464	0.60
日本発條	JP	JPY	484,290	1,400,042,353	0.39
任天堂	JP	JPY	95,761	1,256,372,044	0.35
武蔵精密工業	JP	JPY	208,579	725,054,619	0.20
				61,929,026,049	17.47
生活必需品					
大黒天物産	JP	JPY	318,604	1,973,243,248	0.56
森永乳業	JP	JPY	242,295	806,195,755	0.23
				2,779,439,003	0.78
金融					
三井住友フィナンシャルグループ	JP	JPY	3,793,226	15,793,129,874	4.45
三菱UFJフィナンシャル・グループ	JP	JPY	5,601,409	13,022,969,202	3.67
コンコルディア・フィナンシャルグループ	JP	JPY	10,317,730	11,544,563,405	3.26
東京海上ホールディングス	JP	JPY	1,429,629	8,218,111,576	2.32
T & Dホールディングス	JP	JPY	2,270,130	7,516,083,091	2.12
めぶきフィナンシャルグループ	JP	JPY	7,324,406	7,037,109,338	1.98
S O M P Oホールディングス	JP	JPY	1,348,632	6,336,229,989	1.79
みずほフィナンシャルグループ	JP	JPY	946,137	4,878,895,465	1.38
クレディセゾン	JP	JPY	564,091	2,118,396,285	0.60
京都フィナンシャルグループ	JP	JPY	559,403	1,745,426,536	0.49
ソニーフィナンシャルグループ	JP	JPY	2,399,607	372,483,036	0.11
				78,583,397,797	22.17
不動産					
三菱地所	JP	JPY	1,761,899	5,752,881,520	1.62
東急不動産ホールディングス	JP	JPY	1,374,966	1,706,988,555	0.48
				7,459,870,075	2.10

	国・地域 コード	通貨	株数または 額面価額	時価 (日本円)	純資産比率 (%)
コミュニケーション・サービス					
ソフトバンクグループ	JP	JPY	190,125	5,114,758,192	1.44
KDDI	JP	JPY	1,304,143	3,204,850,411	0.90
				8,319,608,603	2.35
その他				(1)	(0.00)
投資有価証券合計 (取得原価 252,176,053,079円)				342,792,633,730	96.69

	対象エクスポージャー (日本円)	未実現(損)益 (日本円)	純資産比率 (%)
為替予約契約			
- A 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)			
Bought EUR Sold JPY at 0.00567347 18/11/2025	11,445,693,483	86,663,619	0.02
Bought EUR Sold JPY at 0.00568044 18/11/2025	394,141,777	3,472,431	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00563340 18/11/2025	436,894,602	198,653	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00561250 18/11/2025	537,211,824	(1,749,499)	(0.00)
Bought JPY Sold EUR at 175.73379989 18/11/2025	414,272,484	(4,338,249)	(0.00)
		84,246,955	0.02
- A - A C C 投資証券 (シンガポール・ドル) (ヘッジ)			
Bought SGD Sold JPY at 0.00853633 18/11/2025	10,695,469	109,391	0.00
Bought SGD Sold JPY at 0.00857764 18/11/2025	466,329	7,049	0.00
Bought SGD Sold JPY at 0.00844202 18/11/2025	473,820	(442)	(0.00)
Bought JPY Sold SGD at 117.07275000 18/11/2025	473,378	(5,087)	(0.00)
		110,911	0.00
- A - A C C 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)			
Bought USD Sold JPY at 0.00658902 18/11/2025	18,463,249,147	260,160,675	0.07
Bought USD Sold JPY at 0.00663276 18/11/2025	995,527,861	20,730,018	0.01
Bought USD Sold JPY at 0.00651099 18/11/2025	678,253,343	1,411,726	0.00
		282,302,419	0.08
- A - M C D I S T ( G ) 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)			
Bought USD Sold JPY at 0.00658902 18/11/2025	218,757,905	3,082,459	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00669366 18/11/2025	7,723,727	233,222	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00656230 18/11/2025	20,709,217	206,632	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00659441 18/11/2025	7,127,252	106,338	0.00
Bought JPY Sold USD at 151.35808858 18/11/2025	6,602,575	(109,313)	(0.00)
Bought JPY Sold USD at 151.67988119 18/11/2025	7,772,262	(112,428)	(0.00)
Bought JPY Sold USD at 149.95750442 18/11/2025	17,391,398	(446,200)	(0.00)
		2,960,710	0.00
- B - A C C 投資証券 (米ドル) (ヘッジ)			
Bought USD Sold JPY at 0.00658902 18/11/2025	223,675,177	3,151,747	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00663268 18/11/2025	66,247,688	1,378,686	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00665317 18/11/2025	38,958,849	933,632	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00658467 18/11/2025	20,502,176	275,158	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00661048 18/11/2025	15,732,584	273,658	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00663276 18/11/2025	12,197,029	253,981	0.00
Bought USD Sold JPY at 0.00649818 18/11/2025	12,988,255	1,426	0.00
Bought JPY Sold USD at 151.67987395 18/11/2025	10,988,901	(158,958)	(0.00)
		6,109,330	0.00
- I - A C C 投資証券 (ユーロ) (ヘッジ)			
Bought EUR Sold JPY at 0.00567347 18/11/2025	3,529,021,846	26,720,775	0.01
Bought EUR Sold JPY at 0.00569506 18/11/2025	152,430,373	1,738,591	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00565426 18/11/2025	111,791,891	464,995	0.00
Bought JPY Sold EUR at 175.73379972 18/11/2025	162,977,605	(1,706,697)	(0.00)
		27,217,664	0.01

	対象エクスポージャー (日本円)	未実現(損)益 (日本円)	純資産比率 (%)
<b>- Y投資証券(ユーロ)(ヘッジ)</b>			
Bought EUR Sold JPY at 0.00567347 18/11/2025	4,295,501,602	32,524,348	0.01
Bought EUR Sold JPY at 0.00568096 18/11/2025	597,980,235	5,322,828	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00568044 18/11/2025	148,439,120	1,307,765	0.00
Bought EUR Sold JPY at 0.00561250 18/11/2025	270,414,376	(880,639)	(0.00)
Bought JPY Sold EUR at 175.73380006 18/11/2025	185,816,136	(1,945,861)	(0.00)
		<u>36,328,441</u>	<u>0.01</u>
<b>- Y投資証券(米ドル)(ヘッジ)</b>			
Bought USD Sold JPY at 0.00659432 18/11/2025	59,441,321,714	886,098,287	0.25
Bought USD Sold JPY at 0.00655712 18/11/2025	2,103,849,668	19,316,828	0.01
Bought USD Sold JPY at 0.00649818 18/11/2025	1,976,199,967	216,989	0.00
Bought JPY Sold USD at 151.67987997 18/11/2025	2,515,827,327	(36,392,169)	(0.01)
		<u>869,239,935</u>	<u>0.25</u>
<b>先物契約</b>			
Nikkei 225 Mini Index Future 11/12/2025	8,001,617,455	537,041,820	0.15
		<u>537,041,820</u>	<u>0.15</u>
<b>その他の資産および負債</b>			
		<u>9,883,468,403</u>	<u>2.79</u>
<b>純資産</b>			
		<u>354,521,660,318</u>	<u>100.00</u>

---

地域別		
国・地域	国・地域コード	純資産比率 (%)
日本	JP	96.69
現金その他純資産		3.31

投資有価証券明細表および地域別の純資産比率は、四捨五入されている。

## 監査報告書

F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル  
の株主各位

---

### 財務書類の監査に関する報告

---

#### 意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、F I L ・ インベストメント ・ マネジメント (ルクセンブルグ) エス ・ エイ ・ アール ・ エル (以下「当社」という。 ) の2024年12月31日現在の財政状態および終了した年度の運営業績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

#### 監査対象

当社の財務書類は、以下で構成される。

- ・ 2024年12月31日現在の貸借対照表
- ・ 終了した年度の損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律 (以下「2016年7月23日法」という。 ) およびルクセンブルグに関して金融監督委員会 (Commission de Surveillance du Secteur Financier) (以下「C S S F」という。 ) が採用した国際監査基準 (以下「I S A」という。 ) に準拠して監査を実施した。2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S F が採用したI S A に基づく我々の責任については、本報告書の「財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任」の項に詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の根拠の提供として十分かつ適切であると確信する。

我々は、ルクセンブルグに関してC S S F が採用した国際会計士倫理基準審議会により公表された国際独立性基準を含む専門会計士のための国際倫理規程 (「I E S B A 規程」) および財務書類の監査に関連する倫理要件に従い、当社から独立している。我々は、それらの倫理要件に従い、その他の倫理上の責任を果たしている。

#### その他の情報

経営者会議は、年次報告書に含まれるその他の情報 (ただし、財務書類および財務書類に対する我々の監査報告書を含まない。 ) に関して責任を負う。

財務書類に対する監査意見は、その他の情報を対象としていないため、我々はその他の情報に対していかなる形式の保証の意見も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を読解し、また、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査を通じて入手した事実と著しく矛盾しないか、または重大な虚偽記載があると思われるかを検討することである。我々が行った作業に基づき、かかるその他の情報に重大な虚偽記載があると判断した場合、我々はその事実を報告しなければならない。この点において、我々が報告すべき事項はない。

## 財務書類に関する経営者会議の責任

経営者会議は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に従い、財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負い、また、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成を行うために経営者会議が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営者会議は当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、経営者会議に当社を清算するもしくは運用を停止する意図があるか、またはそれ以外に現実的な選択肢を有しない場合を除き、継続性に関する事項の開示および継続会計基準の採用に関して責任を負う。

## 財務書類の監査に関する公認企業監査人 (Réviseur d'entreprises agréé) の責任

監査の目的は、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または誤謬から生じる可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重大であるとみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグに関してC S S Fが採用したI S Aに準拠した監査の一環として、我々は監査全体を通じて専門的な判断を下し、職業的懐疑心を保持する。我々はまた、以下を実施する。

- ・ 欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを見極めおよび評価し、当該リスクに対応する監査手続を策定および実施し、また、監査意見の根拠の提供として十分かつ適切な監査証拠を入手する。欺罔により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬により生じる重大な虚偽記載を発見できないリスクよりも高い。これは欺罔が共謀、偽造、故意の怠慢、虚偽表示または内部統制の無効化を伴っていることがあるためである。
- ・ 当社の内部統制の有効性に関する意見表明のためではなく、現状に相応しい監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・ 経営者会議が採用した会計方針の妥当性ならびに経営者会議が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・ 経営者会議が継続会計基準を採用する妥当性、および、入手した監査証拠に基づき、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる事象または状況に関する重大な不確実性の有無を判断する。重大な不確実性が存在すると判断した場合、我々は監査報告書において財務書類の関連する開示に注意を喚起しなければならず、その開示が不十分である場合には、監査意見を修正しなければならない。我々の判断は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかしながら、将来の事象または状況が、当社の継続性を終了させることがある。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務書類がその原取引および事象を公正な方法で表示しているかを評価する。
- ・ 財務書類に対する意見形成の根拠として、当社内の事業体および事業部門の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、グループ監査を計画し実施する。我々は、グループ監査のために実施された監査業務の指導、監督および審査について責任を負う。我々は、引き続き我々の監査意見に関して全責任を負う。

我々は、特に計画する監査の範囲および時期ならびに我々が監査を通じて見極める内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について統治責任者に報告する。

## その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用ある法令上の要件に従い作成されている。

ルクセンブルグ、2025年5月13日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブ

代表して署名

(電子署名)

ニコラ・グリヨ

[次へ](#)

## Audit report

To the Shareholder of

FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l.

---

Report on the audit of the annual accounts

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of FIL INVESTMENT MANAGEMENT (LUXEMBOURG) S.à r.l. (the “Company”) as at 31 December 2024, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

### *What we have audited*

The Company's annual accounts comprise:

- the balance sheet as at 31 December 2024;
- the profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

### Other information

The Board of Managers is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the managers' report but does not include the annual accounts and our audit report thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

#### Responsibilities of the Board of Managers for the annual accounts

The Board of Managers is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Managers determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Managers is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Managers either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

#### Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control;

- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Managers;
- conclude on the appropriateness of the Board of Managers' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation;
- plan and perform the group audit to obtain sufficient appropriate audit evidence regarding the financial information of the entities and business units within the Company as a basis for forming an opinion on the annual accounts. We are responsible for the direction, supervision and review of the audit work performed for purposes of the group audit. We remain solely responsible for our audit opinion.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

#### Report on other legal and regulatory requirements

The managers' report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative

Luxembourg, 13 May 2025

Represented by

Nicolas Grillot

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。